

平成30年(行ウ)第33号 未払賃金請求事件

原告 [REDACTED]

被告 埼玉県

準備書面(7)

令和2年4月24日

さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

被告指定代理人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

第1 原告準備書面8の主張に対する認否

1 1について

(1) 1行目から3行目「あるが、」まで

認める。

ただし、「服務・内規等確認事項」(甲44)は、教室の整理整頓について規定したものではなく、教員自身の身の回りに係る行動規範を定めたものであ

る。

(2) 3行目「学校現場」から6行目まで

否認ないし争う。

校長は日々教室内が整理整頓されているか管理しているわけではない。また、校長による管理の如何に関わらず、教室内の整理整頓は教員の本來的業務である。

(3) 7行目から15行目まで

認める。

(4) 16行目から18行目「任せられていた。」まで

不知。

ただし、各学校により異なり、一概には言えない。

(5) 18行目「しかし、」から21行目まで

学校内部の規定が策定されたことは認め、その余は争う。

前述したとおり、校長による管理の如何に関わらず、教室の整理整頓は教員の本來的業務である。

2 2について

(1) 1行目から3行目「ようになった。」まで

認める。

(2) 3行目「例えば、」から6行目まで

点検表に教室内の不備内容を記載していたことは認め、その余は否認する。

校長は報告内容を詳細に記すことを求めていなかった。

(3) 7行目から9行目まで

否認ないし争う。

3 3について

(1) 1行目から4行目まで

不知。

ただし、各学校、各教員により異なり、一概には言えない。

(2) 5行目から6行目「されている。」まで

否認ないし争う。

教員の力量は掲示物で判断するものではない。

(3) 6行目「そして、」から8行目まで

掲示物の内容や場所について、校長が指定するようになったとの点は否認し、

その余は認める。

校長は掲示物の内容や場所について指定していない。掲示物について、校長が示したのは、あくまでも基本案であり、学級毎に創意工夫しながら掲示物の配置場所等を決めていたことは、被告準備書面（5）第1の2（6）（エ）（6頁）で主張したとおりである。

(4) 9行目から14行目まで

否認ないし争う。

本件校長から原告に対して、学級経営案の作成自体を求めたことはない。また、掲示物の管理は校長から命令されて行うようなものではなく、教員が行うべき本来の業務である。

4 4について

(1) 1行目から8行目「命じた。」まで

不知。

(2) 8行目「かかる校長」から11行目まで

否認ないし争う。

本件学校において、校長から原告に対して掲示物のペン入れを行うよう直接命じたことはない。ただし、掲示物へのペン入れは校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来の業務である。

(3) 12行目から15行目まで

掲示物へのペン入れについて、校長が要求するようになり、教員がやらなければ

ればならない業務となったとの点は否認ないし争い、その余は不知。

前述のとおり、本件学校において校長から原告に対して掲示物のペン入れを行うよう直接命じたことはない。

5 5について

(1) 1行目から2行目まで

不知。

各学校、各教員により指導方法が異なるため、一概には言えない。

(2) 3行目から7行目まで

全般的に児童に作文をさせる授業が増えたこと、作文のペン入れ業務も増加したことは認め、その余は争う。

作文を主とする授業の増加は、文章による表現の基礎的な能力を養うことが主眼であった。

6 6について

(1) 1行目から3行目まで

不知。

ただし、各学校、各教員により異なるため、一概には言えない。

(2) 4行目から6行目まで

教育委員会の指導主事訪問の際、教員が掲示物の内容について指導を受けたことは不知、その余は否認ないし争う。

本件学校において、校長から原告に対して掲示物の内容について指導したことはない。

(3) 7行目から11行目まで

本件学校において、教室外に学年掲示板が設けられていることは認め、その余は否認ないし争う。

本件学校において、校長から原告に対して掲示物の内容について指導したことはない。なお、掲示物の作成は校長から命じられて行うようなものではなく、

教員としての本来的業務である。

7 7について

(1) 1行目から4行目「増大している。」まで

授業準備の負担は増大しているとの点は否認ないし争い、その余は認める。

学習指導要領に従った授業を行うことは、従前から行われてきたことであり、

そのことにより授業準備の負担が増大したとは言えない。

(2) 4行目「加えて」から6行目まで

平成になって以降、生活科、総合、道徳、英語の教科が増えたことは認め、

その余は否認ないし争う。

被告準備書面(4)第1の4(1)イ(10頁)で述べたとおり、昭和56年度と比較して、現在の年間授業時数自体は減っており、教科が増えたことで授業準備に要する時間が増加したとは言えない。

(3) 7行目10行目まで

否認ないし争う。

8 8について

(1) 1行目から2行目まで

不知。

ただし、ドリル等の活用については各学校により異なるため、一概には言えない。

(2) 3行目から8行目まで

学校全体で統一した教材を使用していたこと、児童から提出されたドリル等の内容を確認することは教員としての本来的な業務であることは認め、その余は否認ないし争う。

学校で統一したドリル等を計画通りに進めていくことを校長は命じていな。ドリルの選定は各学年で決定している。

(3) 9行目から11行目まで

否認ないし争う。

9 9について

- (1) 1行目から2行目まで

不知。

ただし、各学校により異なり一概には言えない。

- (2) 3行目から6行目「上げたが、」まで

不知。

- (3) 6行目「校長」から11行目まで

否認ないし争う。

本件校長が職員会議を通じて、国語タイム・算数タイムを1週間の予定に組み込んだ事実はない。朝自習の実施について、本件校長が教員に命じたことは事実であるが、内容については各学年の創意工夫に任せていた。

- (4) 12行目から13行目まで

否認ないし争う。

10 10について

- (1) 1行目について

認める。

- (2) 2行目から5行目まで

否認ないし争う。

ドリルメーカーを学校全体で指定していた事実はない。また、ドリルの丸付けは教員としての本来的業務である。

- (3) 6行目から7行目まで

否認ないし争う。

- (4) 8行目から9行目「占めていた。」まで

不知。

- (5) 9行目「しか」から14行目まで

否認ないし争う。

給食指導や清掃指導を行う事は必要であるが、給食の時間や清掃の時間に事務処理を行う事も可能である。

11 1 1について

(1) 1行目から6行目「優先させ、」まで

認める。

ただし、健康観察カードは保健係や日直の児童が保健室に持ってきており、担任が保健室に提出しなければならないわけではない。

(2) 6行目「出席簿」から7行目まで

否認ないし争う。

出席簿の記入をいつ行っているかについては、各教員により異なる。

(3) 8行目から11行目まで

否認ないし争う。

12 1 2について

(1) 1行目から5行目「増大し、」まで

認める。

(2) 5行目「勤務時間外に」から6行目まで

否認ないし争う。

13 1 3について

(1) 1行目から2行目「業務である。」まで

否認する。

学校日誌の作成者は各学校により異なり、日直とは限らない。

(2) 2行目「他方で」から3行目まで

不知。

各学校により異なるため、一概には言えない。

(3) 4行目から7行目まで

本件学校において、日直の教員が施錠の確認をしていることは認め、その余は否認ないし争う。

14 14について

(1) 1行目から2行目「あった。」まで

不知。

(2) 2行目「なお、」から3行目まで

認める。

(3) 4行目から6行目「なかつた。」まで

不知。

各学校により異なり、一概には言えない。

(4) 6行目「しかし、」から9行目まで

本件校長が原告に対して週案簿の作成・提出を指示したことは認め、その余

は否認ないし争う。

そもそも、計画を立てて授業に臨むことは教員の本来的業務であり、今も昔も変わらない。週案は教員が見通しをもって授業ができるよう立案するものであり、教員にとっては必要不可欠なものである。校長は教育課程の管理を行う責務があり、各教員に週案簿の提出を求めるることは当然である。

(5) 10行目から11行目「なかつた。」まで

不知。

(6) 11行目「しかし、」から12行目まで

職員会議を通じてとの点は否認し、その余は認める。

職員会議以外の場で週案簿の作成及び提出を指示した。

(7) 13行目から16行目まで

週案簿の作成が自主的な業務ではないことは認め、その余は否認ないし争う。

15 15について

(1) 1行目

不知。

各学校により異なるため、一概には言えない。

(2) 2行目から7行目まで

否認ないし争う。

確実な授業の実施は教員として当然の責務であり、授業で花壇を利用するのであれば、その管理を行うことは必要な業務である。

16 16について

(1) 1行目から4行目まで

概ね認める。

ただし、会計確認や会計報告において、正確性が求められていることは現在も昔も変わっていない。

(2) 5行目から6行目まで

認める。

(3) 7行目から8行目まで

否認ないし争う。

17 17について

(1) 1行目から2行目まで

現在の通知表の提出方法が昭和の年代とは全く異なっているとの点は不知、
その余は認める。

通知表の提出方法は各学校により異なるため、一概には言えない。

(2) 3行目から4行目「た。」まで

不知。

各学校により異なるため、一概には言えない。

(3) 4行目「しかし、」から6行目まで

認める。

(4) 7行目から11行目まで

現在、短縮日課の時間内に通知表を完成させることはできなくなったとする点は否認ないし争い、その余は認める。

(5) 12行目から15行目まで

通知表において外国語活動についても所見を書くように求められるようになつたとの点及び勤務時間外の業務が増加するに至つたとする点については否認ないし争い、その余は認める。

本件学校において、平成29年度及び平成30年度に原告が担当していた3年生については、通知表に外国語の所見欄はなかった。

18 18について

(1) 1行目から4行目「ある。」まで

自己評価申告シートを導入する際、学校現場では反対運動が起きたとする点は不知、その余は認める。

(2) 4行目「この当時、」6行目まで

自己評価申告シートの作成業務が新たに設けられたとの点は認め、その余は争う。

(3) 7行目から16行目まで

自己評価申告シートに、各教員が自らの目標を記載する必要があることは認め、その余は否認ないし争う。

自己評価シートに記述する目標は、各教員が当該年度に目標を持って取り組みたい事項であり、その取組を自己評価し、今後の業務に生かしていくものである。よって、新たな業務を生むものではない。また、目標は校長の意向を付度して決めるものでもない。

教員が教育効果を高めるため、自身の目標を定め、創意工夫を行うことは教育公務員として当然のことである。

19 19について

(1) 1行目から2行目まで

不知。

ただし、各学校により異なり、一概には言えない。

(2) 3行目から6行目まで

校長が各学年に対して学年たよりの作成を命じたとする点は否認し、その余は認める。

校長は学年たよりの作成を命じていない。

(3) 7行目から10行目まで

否認ないし争う。

20 20について

(1) 1行目から2行目まで

不知。

ただし、各学校により異なり、一概には言えない。

(2) 3行目から9行目まで

下見に係る業務内容を校長が決定したとする点は否認ないし争い、その余は認める。

遠足の下見に係る業務内容は各学年で決定している。なお、遠足の下見は正規の勤務時間内に行っている。

(3) 10行目から12行目まで

否認ないし争う。

21 21について

(1) 1行目から2行目まで

認める。

ただし、実施に当たっては内容を精選している。

(2) 3行目から6行目まで

各教室を実施することにより教員に業務が発生すること、児童にとって必要性が高い各教室について実施を決定していることは認め、その余は否認ないし

争う。

各教室の実施を決定するに当たっては、必要性を考慮し、精選している。

(3) 7行目から8行目まで

否認ないし争う。

22 22について

(1) 1行目から2行目まで

児童理解研修が昭和の年代からあったことは認め、その余は不知。

研修資料の内容については、各学校により異なり一概には言えない。

(2) 3行目から8行目まで

否認ないし争う。

児童理解研修は、子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの多様化に伴い、一律に児童を指導したり、援助したりすることが困難になっている事態に対応するため、必要不可欠な研修である。また、児童理解研修資料の作成と人事評価制度の導入とは無関係である。

なお、原告は平成30年度の児童理解研修資料を作成していない。

(3) 9行目から11行目まで

争う。

23 23について

(1) 1行目から5行目まで

認める。

(2) 6行目から7行目まで

チャイム教室に係る業務が新たに発生したことは認め、その余は否認ないし

争う。

24 24について

(1) 1行目から5行目「求められ、」まで

認める。

(2) 5行目「保護者から」8行目まで

否認ないし争う。

保護者との調整は可能な限り行えばよく、保護者からの要求に全て応じなければならぬわけではない。また、正規の勤務時間外に家庭訪問を行う必要もない。

25 25について

(1) 1行目から2行目まで

児童調査票を確認する業務が昭和の年代に存在したことは認め、その余は不知。

保健緊急カードの存否については、各学校により異なり一概には言えない。

(2) 3行目から14行目まで

従来、児童調査票と保健緊急カードについて、保護者から回収することが主な教員の仕事であったとする点、児童調査票と保健緊急カードの確認を行うようになった結果、勤務時間外の業務が増加したとする点は否認ないし争い、その余は認める。

従前から、児童調査票の記載内容を担任が確認し、児童の健康状態を把握することは行われており、教員として必要不可欠な業務であった。

26 26について

(1) 1行目から3行目「なったところ、」まで

認める。

(2) 3行目「原告が」から5行目まで

手書きで作成するよりも業務時間が大幅に増加したとの点は不知、その余は否認ないし争う。

本件学校において、原告に貸与されたパソコンのOSはWINDOWS 7であり、WORDやEXCELもインストールされていた。原告の主張するソフトが何を指しているか不明であるが、同機種のパソコンを貸与されていた他の教員か

ら、緊急連絡網が作成しにくいとの意見はなかった。

27 27について

(1) 1行目から2行目まで

不知。

ただし、各学校により異なり一概には言えない。

(2) 3行目から5行目まで

懇談会の資料作成に時間をかけなければならなくなつたとの点は争い、その余は認める。

懇談会の資料については前年度の資料がデータとして保存されており、それを活用することにより、作成時間を短縮できる。

28 28について

(1) 1行目から4行目「発生する。」まで

認める。

(2) 4行目「このような」から5行目まで

争う。

29 29について

(1) 1行目

不知。

ただし、各学校により異なり、一概には言えない。

(2) 2行目から7行目まで

概ね認める。

ただし、配布物を事前に綴じ込んでおくことが効率的であることから、各学校で行われるようになった。

30 30について

認める。

31 31について

認める。

32 3 2について

保護者対応が担任教員としての責務であるとの点は認め、その余は否認ないし争う。

担任教員が保護者と面談するに当たり、事前に校長が許可を出しているという事実はない。

33 3 3について

(1) 1行目から2行目

指導要録の作成が昭和の年代から行われていた点は認め、その余は不知。

指導要録の作成に要する時間は、各教員により異なり、一概には言えない。

(2) 3行目から6行目まで

指導要録の様式が変遷してきたことは認め、その余は否認ないし争う。

指導要録は重要な公簿であり、その作成に際しては従前から管理職がしっかりと点検を行っていた。よって、指導主事の訪問によって点検が厳しくなったとの主張は失当である。

(3) 7行目から10行目まで

負担は結局教員が負うだけとの点は争い、その余は認める。

ソフトの不備によるトラブルによって、一時的に教員の負担が増えたことは認めるが、指導要録の電子化によって、作成が効率化され、教員の負担軽減につながっている。

34 3 4について

(1) 1行目

認める。

(2) 2行目から6行目「訪問する。」まで

否認ないし争う。

本件学校において、校長から原告に対して板書の仕方を指導したことはない。

(3) 6行目「さらに」から11行目まで

授業研究会で児童のノート指導の在り方が話題とされたことは認め、その余は否認ないし争う。

ノートの使い方は学習指導の基本であり、ノートの使い方を児童に指導することは教員の本來的業務である。

また、本件校長から原告に対して道徳のノートの作成、利用及び添削を命じたことはない。

(4) 12行目から14行目まで

否認ないし争う。

35 35について

(1) 1行目から4行目まで

校長は教員に対して授業の充実を強く求めるようになったとの点は否認し、その余は認める。

授業の充実は、従前から求められていたものであり、最近になって求めるようになったわけではない。また、授業を充実させることは、教員としての本來的業務である。

(2) 5行目から7行目まで

否認ないし争う。

36 36について

(1) 1行目から3行目まで

従前、原告が児童に賞状を授与することはしていなかったとする点は不知、その余は否認ないし争う。

本件校長から原告に対して、賞状の授与について命じたことはない。

(2) 4行目から5行目まで

賞状の作成が任意の業務である点は認め、その余は否認ないし争う。

37 37について

(1) 1行目から2行目まで

認める。

(2) 3行目から7行目まで

各種部会を校長が設置したこと及び各種部会が様々な提案を行うことは認め、その余は否認ないし争う。

職員会議に提案される事項は、その多くが教員が本来的に行うべき業務の内容について、各主任や各部会が検討した結果、各学年や学校全体で取り組む必要があると判断した事項であり、それらの事項を提案するよう校長が指示をしているわけではない。

また、職員会議において各主任や各部会が提案した事項の全てが校長の命令により義務付けされた業務になるわけではない。

38 3 8について

(1) 1行目から2行目まで

認める。

(2) 3行目から5行目まで

否認ないし争う。

39 3 9について

(1) 1行目から4行目「業務ではない。」まで

認める。

(2) 4行目「しかし、」から6行目まで

否認ないし争う。

40 4 0について

(1) 1行目から4行目まで

認める。

(2) 5行目から7行目まで

否認ないし争う。

校長から命じている業務は、児童・生徒の指導に欠かせないものであり、不必要に業務を増やしているわけではない。

41 4.1について

争う。

以上